

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時 検出下限値
				検体1	
[12] ビリジン 初期環境調査・水質(単位：ng/L) 地点ベース検出頻度：12/21(欠測等：0) 検体ベース検出頻度：12/21(欠測等：0) 検出範囲：nd～2,300 検出下限値範囲：4.0～26 検出下限値：19 要求検出下限値：20	北海道	1	石狩川河口石狩河口橋（石狩市）	nd	11
		2	十勝川すずらん大橋（帯広市）	※14	11
		3	天塩川恩根内大橋（美深町）	nd	11
	秋田県	4	秋田運河（秋田市）	※18	11
	山形県	5	村山野川最上川合流前（東根市）	2,300	4.0
	福島県	6	藤原川島橋（いわき市）	67	11
	埼玉県	7	荒川秋ヶ瀬取水堰（志木市）	nd	11
	千葉県	8	市原・姉崎海岸	41	11
		9	養老川浅井橋（市原市）	※14	11
	東京都	10	荒川河口（江東区）	43	11
		11	隅田川河口（港区）	48	11
	横浜市	12	横浜港	44	11
	川崎市	13	多摩川河口（川崎市）	130	26
		14	川崎港京浜運河扇町地先	230	26
		15	川崎港京浜運河千鳥町地先	420	26
	石川県	16	犀川河口（金沢市）	nd	19
	愛知県	17	逢妻川境大橋（刈谷市）	※14	11
	名古屋市	18	堀川港新橋（名古屋市）	79	11
	大阪府	19	大和川河口（堺市）	29	11
	大阪市	20	大阪港	65	11
	香川県	21	高松港	nd	5.3

(注1) 「検出頻度（地点ベース）」とは検出地点数/調査地点数（欠測等は除く）を、

「検出頻度（検体ベース）」とは検出検体数/調査検体数（欠測等は除く）をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd：不検出

(注4) ※：参考値（調査対象物質ごとに統一して設定した「検出下限値」未満ではあるが、各地点ごとの調査精度に依存する「報告時検出下限値」以上として定量的に検出された値であるため、参考として記載した。統計処理には数値としては用いていない。）